

經濟上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定  
第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の  
実施取極

(参考)

(訳文)

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定第十二条に基づく日本国政府とフィリピン共和国政府との間の実施取極

#### 前文

日本国政府及びフィリピン共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、  
経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「基本協定」という。）第十二条の規定に従って、

次のとおり協定した。

#### 第一章 税関手続

##### 第一条 税関に係る事項における相互支援

1 両締約国政府は、関税法令の適正な適用を確保するため、並びに関税法令の違反及びその未遂を防止し、調査し、及び抑止するため、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。

2 両締約国政府は、必要かつ適当な場合には、それぞれの税関当局を通じて、新たな税関手続の研究、開

2 小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

## 第二章 自然人の移動

### 第八条 目的

この章の規定は、看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事するフィリピンの自然人に係る日本国の特定の約束であつて、基本協定附属書八第一部第六節に規定するものを適切かつ円滑な方法で実施することを目的とする。

### 第九条 指名及び通報

1 基本協定附属書八第一部第六節1及び2の規定の適用上、フィリピン政府は、同節1及び2に定める条件を満たすフィリピンの自然人であつて、フィリピンの権限のある当局によつて実施された募集過程を経たもののみを指名し、及び日本国政府に対し口上書によつて通報する。フィリピン政府は、同節1(a)、(b)及び2に規定する公私の機関並びに同節1(c)に規定する公私の養成のための施設の名称及び住所並びに日本国政府が必要とする他の情報を付して、前段の通報を行う。

2 この条の規定の適用上、「フィリピンの権限のある当局」とは、基本協定附属書八第一部第六節1(a)及び(b)についてはフィリピン海外雇用庁をいい、同節1(c)については高等教育委員会をいう。

#### 第十条 研修

日本国政府は、基本協定附属書八第一部第六節1(a)、(b)及び(c)に規定する研修について、様式その他の関連する情報及びこの研修が日本国で行われるか又はフィリピンで行われるかをフィリピン政府に通報する。

#### 第十一条 フィリピン人の看護師及び介護福祉士のフィリピンへの帰国

フィリピン政府は、フィリピンの旅券法令に従い、基本協定附属書八第一部第六節の規定に基づき日本国への入国及び一時的な滞在が許可されて日本国に滞在するフィリピンの自然人であつて、日本国の出入国管理に関する法令に基づき日本国から出国することを要求される場合に旅行証明書を必要とするものに対して、直ちにフィリピンに帰国するための適正な旅行証明書を発給する。

#### 第三章 競争

#### 第十二条 目的